

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
			担当者名	北川 孝行	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)		特別養護老人ホーム(16-05-66-01)				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠法令等	老人福祉法第 1 1 条第 2 項		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援 [02-05]				
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。					
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスの契約締結が困難な高齢者					
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続きを行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 また、やむを得ない事由が消滅したときに措置を解除し、契約に移行する。 〔措置要件〕 ・要介護認定において要介護状態に該当 ・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・やむを得ない事由によること 〔やむを得ない事由〕 ・本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいらない場合 〔措置手続〕 ・入所申請受理 ・実態調査（訪問・面接） ・入所判定委員会 ・入所（立会い・移送） 〔利用料扶助要件〕 ・基本サービス 利用額 × 1 割 × 日数 ・保険外負担金（居住費 + 食費） × 日数 ・移送費					
経過	平成 1 2 ~ 1 5 年度 利用実績なし 平成 1 6 年度 1 件 平成 1 7 年度 0 件 平成 1 8 年度 2 件 平成 1 9 年度 3 件（6 月現在）					
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	1,810	837	853	40	335	806	791
	決算額（19年度は見込み）	0	0	0	25	335	104	791
	人件費					11,205	11,102	
	【事務分担当】（％）					130	130	
	合計（ + ）	0	0	0	25	11,540	11,206	791
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	780
	一般財源	0	0	0	25	11,540	11,206	11
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	措置件数	0	0	0	1	0	2	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	介護給付本人負担分	0	介護給付本人負担分	50	介護給付本人負担分	168
	扶助費	保険外本人負担	0	保険外本人負担	54	保険外本人負担	623
	扶助費	移送費	335				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	措置件数	1	0	2	14	-	
標							

(問題点・課題分析)	円滑に迅速に措置できるように、安定的な措置先の確保が必要である。
	他区の実施状況 （実施 22 区 未実施 区） H12台東区で1件実施、その他は実績なし（台東区は、措置後すぐに死亡） （北区は、予算措置はないが緊急時のための区立特養ベッドを活用している。） 他区も、措置時期のタイミングにベット確保ができず苦慮している。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	近県の新規施設や空床について、定期的に情報収集を行う。	安定的な措置先の確保が見込める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	法定措置事務であり、現状の規模で実施する。

状況（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業費（措置分）		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
			担当者名	北川 孝行	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)		介護サービス事業費(16-10-06-01)				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	老人福祉法第 10 条の 4		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援 [02-05]				
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等の状態により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由で介護保険給付を利用することが著しく困難であると認める場合に、当該高齢者の生活の回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。					
対象者等	< 高齢者緊急一時保護 > 家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難な場合 単身者で病氣回復後一時的に見守りが必要になった場合 火災等により在宅での生活が一時的に困難場合 < やむを得ない措置 > 本人が家族などの虐待又は無視を受けている場合 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合					
内容	< 高齢者緊急一時保護 > 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 < やむを得ない措置 > 措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施。 ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容 （1）訪問介護 （2）通所介護 （3）短期入所生活介護 （4）グループホーム入所 やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。					
経過	●平成 16 年度 2 件（高齢者緊急一時保護） ●平成 17 年度 4 件（高齢者緊急一時保護） ●平成 18 年度 7 件（高齢者緊急一時保護）					
必要性	（高齢者緊急一時保護） 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、地域高齢者の身上監護に一定の役割をはたしている。 （やむを得ない措置） 老人福祉法第 10 条の 4 「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。					
実施方法	（○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 職権をもって、介護サービスを提供する「措置」であるため、原則として、区職員が対応する。 しかし、措置内容により事業者との連携を必要とする場合は、一部委託を行う。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		418	237	300	984	1,028	1,278	1,079
決算額(19年度は見込み)		0	0	0	185	264	834	1,079
人件費						6,895	3,416	
【事務分担当】(%)						80	40	
合計(+)		0	0	0	185	7,159	4,250	1,079
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
都(特定財源)		0	0	0	0	0	0	0
その他(特定財源)		0	0	0	12	4	181	309
一般財源		0	0	0	173	7,155	4,069	770
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	緊急一時保護件数	未実施	未実施	未実施	2	4	7	
	緊急一時保護(日数)	未実施	未実施	未実施	21	17	81	
	やむを得ない措置件数	未実施	未実施	未実施	1	0	2	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料 扶助費	高齢者緊急一時保護 やむを得ない措置（在宅）	264 0	高齢者緊急一時保護 やむを得ない措置（在宅）	834 0	高齢者緊急一時保護 やむを得ない措置（在宅）	1,021 58

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	緊急一次保護件数	2	4	7	6	-	
	在宅での措置件数	0	0	0	0	-	

問題点・課題 (指標分析)	(高齢者緊急一時保護) 保護した高齢者が感染症を有していた場合、施設入所者へ感染しないための医療機関との連携構築を図る。 (やむを得ない措置（在宅）) 措置のケアプランに対応するケアマネジャーの確保を図る。
	（実施区 未実施区） やむを得ない措置 千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	高齢者を緊急一時保護するために、現状の規模で実施する。

議会 (要旨)	議 会 質 問 状 況
------------	----------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	介護老人保健施設指導検査		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	森藤 庄司	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	高齢者福祉事業事務費(16 - 35 - 40 - 01)					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 10 年度		根拠	介護保険法、介護保険施設等指導監査指針、		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区介護老人保健施設指導監査実施要綱		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。					
対象者等	1 介護老人保健施設「まちや」（平成10年3月開設） 2 介護老人保健施設「ひぐらしの里」（平成12年5月開設） 3 介護老人保健施設「けんちの苑すみだ川」（平成14年6月開設）					
内容	実地指導 (1) 指導通知 あらかじめ次に掲げる事項等を文書により当該サービス事業所に通知する。 実地指導の根拠規定及び目的 実地指導の日時及び場所 指導形態 指導事項 指導担当者 準備すべき書類等 (2) 指導方法 「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者から面談方式で行う。 (3) 指導結果の通知 改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導の通知を行う。 (4) 改善報告書の提出 文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求める。					
経過	老人保健法第46条の11に基づき、平成10年3月に開設した老人保健施設「まちや」を保健所の設置区として実地指導することになった。平成12年度より、介護保険法の施行に伴い、老人保健施設は介護老人保健施設として、介護保険法に基づく指導監査の対象となった。また、平成12年5月に介護老人保健施設「ひぐらしの里」、平成14年6月に介護老人保健施設「けんちの苑すみだ川」が開設し、区内の介護老人保健施設は3施設となった。					
必要性	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るために、指導検査の実施は必要不可欠である。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 集団指導、書面指導、実地指導の中から指導方法を選択して実施。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		17	11	15	8	8	8	8
決算額（19年度は見込み）		6	2	2	3	5	5	8
人件費						1,810	1,879	
【事務分担量】（％）						21	22	
合計（ + ）		6	2	2	3	1,815	1,884	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		6	2	2	3	1,815	1,884	8
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	指導検査施設数	1	2	2	3	3	3	3
	書面指導施設数		1	1	2	2	1	-

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	実地指導検査	5	実地指導検査	5	実地指導検査	8

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		指導検査実施率（％）	100	100	100	100	100	指導検査施設数 / 対象施設数
		書面指導率（％）	66	66	33	-	-	書面指導施設数 / 指導検査施設数

（問題点・課題）	
他区の状況	（実施 21 区 未実施 1 区） 千代田区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	法令に基づく事務事業であり、現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート(平成19年度)

No1

事務事業名	特養ホーム入所希望者実態調査		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
			担当者名	北川 孝行	内線	2671
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)	高齢者福祉事業事務費(16-35-40-01)					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 14 年度		根拠法令等	福祉改革推進事業補助要綱(都)		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	- 区内5特養の施設需要を把握する。 - 対象者が公平な基準に従って入所できるようにする。					
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等					
内容	毎年7月末までの申込者について、入所希望者名簿を作成する。名簿の作成については、年1回(9月)に各施設の待機者について、郵送で待機状態について紹介し、緊急度と必要度を数値化して入所の待機順位を決定する。決定結果については申込者へ郵送で通知する。名簿決定後(10月)に受付した新規申込について名簿の末尾(日付順)に追記する。(信愛のぞみの郷は単独で待機者の実態調査をしている)					
経過	平成14年8月 国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を設定。					
必要性	公平な基準で入所を進めるため必要な事業である。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 現況調査として、郵送回収により実施。 調査項目 介護度 介護者の状況 サービス利用状況 介護の困難性 待機状況 項目を数値化し順位決定 待機者へ通知					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額			2,310	97	112	131	88	113
決算額(19年度は見込み)			2,310	45	52	55	45	113
人件費						2,155	2,135	
【事務分担量】(%)						25	25	
合計(+)		0	2,310	45	52	2,210	2,180	113
国(特定財源)			0	0	0	0	0	0
都(特定財源)			1,733	30	39	42	0	0
その他(特定財源)			0	0	0	0	0	0
一般財源		0	577	15	13	2,168	2,180	113
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	順位に基づき入所できた人数				30	9	4	
	入所した人数				46	19	67	
	送付件数			554	560	617	551	
	結果送付件数			491	535	532	488	

事務事業分析シート(平成19年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
		役務費 消耗品費	郵券 55	郵券 45	郵券 106	調査用封筒	7

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
		待機順位に基づき入所した割合	65%	47%	6%	70%	

(問題点・課題)	・医療行為の受入能力など施設によって格差があり、必ずしも待機順位どおりに入所できるとは限らない。 ・多床のため空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。 ・身元引き受け人がいない要措置者の入所は施設が経営上の理由で敬遠し入所に結びつかない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 内容の差はあるが、概ねどの区においても同様の調査を実施している。

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	・区立特養の指定管理者の要件として、区が老人福祉法上の措置する者の受入を盛り込むなど、措置者の受入のあり方について再検討する。	・認知症単身や虐待を受けている等社会福祉上保護が必要な要介護者の入所を優先することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	特養待機者が増加する中、実態調査は必要不可欠である。

議決(要旨)	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先基準の導入の検討について
--------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名		区外法人立特別養護老人ホーム建設費補助		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
				担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		区外法人立特別養護老人ホーム建設助成費（16 - 45 - 50 - 01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 7年度と10 年度		根拠法令等	区外法人立特養建設助成の実施方法（1 回目実施）、区外法人立特養整備費補助要綱（2 回目実施）		
終期設定		● 有 ○ 無 27年度と29 年度					
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	社会福祉法人が区外に設置する特別養護老人ホームの整備費用の一部を補助し、その特別養護老人ホームに荒川区民の入所枠を確保することにより、荒川区の高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。						
対象者等	荒川区外に設置した優良な特別養護老人ホームへの荒川区民の入所について、区と書面で協定を締結した社会福祉法人						
内容	特別養護老人ホームの整備に係る建設費及び備品整備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を特別養護老人ホームベッド数で除した補助単価に、荒川区の補助床数を乗じた額を補助する。 当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。 （1 回目実施）平成 7 ～ 2 7 年度、6 法人 6 施設 3 0 床... （2 回目実施）平成 1 0 ～ 2 9 年度、6 法人 6 施設 3 3 床...						
経過	第二徳寿園（浄栄会） 5 床 補助総額/36,000,000 床単価/7,200,000 単年度額/ 900,000 ひらお苑（平尾会） 5 床 補助総額/20,920,000 床単価/4,184,000 単年度額/ 523,000 日の出ホーム（芳洋会） 5 床 補助総額/27,060,000 床単価/5,412,000 単年度額/ 676,500 草花苑（溪流会） 5 床 補助総額/33,555,000 床単価/6,711,000 単年度額/ 838,875 杜の園（七日会） 5 床 補助総額/32,500,000 床単価/6,500,000 単年度額/ 812,500 みずほ園（常盤会） 5 床 補助総額/32,425,000 床単価/6,485,000 単年度額/ 810,625 すずうらホーム（清遊の家） 3 床 補助総額/20,426,000 床単価/6,808,737 単年度額/1,021,000 良友園（瑞仁会） 8 床 補助総額/28,000,000 床単価/3,500,000 単年度額/1,400,000 神明園（亀鶴会） 5 床 補助総額/28,500,000 床単価/5,700,000 単年度額/1,425,000 福楽園（豊生会） 7 床 補助総額/ 5,000,000 床単価/5,000,000 単年度額/1,750,000 越谷なごみの郷（インell会） 5 床 補助総額/30,000,000 床単価/6,000,000 単年度額/1,500,000 愛全園（同胞互助会） 5 床 補助総額/26,182,000 床単価/5,236,536 単年度額/1,309,000						
必要性	区内の特別養護老人ホームの入所待機者を減少させるために、区外の特別養護老人ホームへ確保ベッド数以上の入所が必要である。						
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） （1 回 目） 補助総額の半額を各事業年度（平成 7 ・ 8 年度）の事業の出来高に応じて補助し、残りの半額を平成 8 年度から 2 0 年間の分割により補助する。 （2 回目以降） 補助総額を 2 0 年間の分割により補助する。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額					12,967	12,967	12,967	12,967
決算額（19年度は見込み）					12,967	12,967	12,967	12,967
人件費						517	598	
【事務分担量】（％）						6	7	
合計（+）		0	0	0	12,967	13,484	13,565	12,967
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	12,967	13,484	13,565	12,967
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	確保ベッド数（床）				63	63	63	63
	入所者ベッド数（床）				63	73	69	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助 及び交付金	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562	平成8～27年度	4,562
		平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405	平成10年～29年度	8,405

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用率（％）		109	115	109	110	130	入所者ベッド数/確保ベッド数

（問題点・課題）	「ベッド買い」の介護保険制度下における有効性が問題となっている。							
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 未実施区 3 区：港区、足立区、江戸川区							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	既定方針により、補助を継続する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム建設費助成		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	養護老人ホーム建設助成費（16 - 60 - 50 - 01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠	老人福祉法第20条の4、荒川区法人立養護老人ホーム千寿苑整備費補助要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 32 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	東京都・荒川区・台東区において懸案となっていた山谷地域を包含する地区の養護老人ホーム建設が、社会福祉法人有隣協会により行われることになり、荒川区は同地区並びに区内の低所得層高齢者の福祉の向上のため、同協会に対し建設費等の助成を行う。					
対象者等	荒川区内に養護老人ホーム「千寿苑」を設置した社会福祉法人有隣協会					
内容	養護老人ホームの整備に係る建設費及び設備費の総額から国及び都補助金額を差し引いた法人負担額を養護老人ホームベッド数で除した補助単価に、荒川区の補助床数を乗じた額を補助する。当該補助の対象施設とは入所協定を締結し、これにより荒川区民の入所枠を確保する。					
経過	平成11年8月 「社会福祉法人有隣協会」が、区内の簡易宿所跡地（南千住3丁目）を取得し、東京都山谷対策事業計画に沿った養護老人ホームの建設を計画した。 平成12年1月 地元町会の同意が得られたため、有隣協会に区の建設同意意見書を交付した。 平成12年7月 東京都福祉局から都補助金（国庫含む）の内示があり、山谷対策室から区補助額の全額が財調により措置されるとの内示があった。					
必要性	山谷地区を包含する地区及び区内の低所得者層が、住宅に困窮し入所するために、養護老人ホームへ整備費の補助をし、入所枠を確保することは必要なことである。					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 平成13年度以降の区の補助金支出予定は、次のとおり 平成13年度 一時金 5,680千円 + 年賦金1,366千円 = 7,046千円 平成14～32年度 年賦金1,366千円 × 19年 = 25,954千円 合 計 33,000千円					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	7,046	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
	決算額（19年度は見込み）	7,046	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366	1,366
	人件費					517	598	
	【事務分担量】（％）					6	7	
	合計（+）	7,046	1,366	1,366	1,366	1,883	1,964	1,366
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	7,046	1,366	1,366	1,366	1,883	1,964	1,366
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	確保ベッド数(床)	17	17	17	17	17	17	17
	荒川区分措置者数(人)	17	18	18	17	17	17	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	平成13～32年度 借入額×按分率/20	1,366	平成13～32年度 借入額×按分率/20	1,366	平成13～32年度 借入額×按分率/20	1,366
		136600000×2/10/20		136600000×2/10/20		136600000×2/10/20	

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用率（％）		100	100	100	100	100	措置者数/確保ベッド数

（問題点・課題分析）	養護老人ホーム入所者の選定に際し、台東区との十分な協議が必要となる。							
他区の実況	（実施 1 区 未実施 区） 台東区							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	既定方針により、補助を継続する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームグリーンハイム		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
	荒川管理運営費		担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16 - 63 - 25 - 01） 高齢者福祉施設営繕費（16 - 63 - 50 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業	● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 元 年度		根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、 高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。					
対象者 等	介護保険法で定める利用基準に該当する方 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者					
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関すること 入所者の栄養管理に関すること 入所者の趣味・いきがい活動に関すること 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること					
経過	平成元年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「聖風会」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項のみ）。ショートステイを増床（8床→10床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。					
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。					
実施 方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託 ） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 12年度の介護保険制度実施以降は介護報酬による運営を基本とし、現行の区加算の内容を見直し、経過措置を設けた。 15年度の委託は介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみ。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業は自主事業化した。区の委託料は区依頼事項（防災備蓄）となった。 19年度から指定管理者が施設を運営、区の委託料は区依頼事項（防災備蓄と利用者負担軽減措置）となった。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	501,027	453,833	80,233	4,175	1,078	32,030	18,849
	決算額（19年度は見込み）	500,829	453,623	80,232	3,545	961	24,847	18,849
	人件費					603	683	
	【事務分担量】（％）					7	8	
	合計（＋）	500,829	453,623	80,232	3,545	1,564	25,530	18,849
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	500,829	453,623	80,232	3,545	1,564	25,530	18,849
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	入所定員 特養(人)	100	100	100	100	100	100	100
	ショート(人)	8	8	8	10	10	10	10
	ショート延べ利用日数(日)	2,579	3,074	3,509	4,220	4,282	4,859	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	防災備蓄	815	防災備蓄	815	防災備蓄	815
		AED（自動体外式除細動器）購入	146			利用者負担軽減措置	220
	工事費			給湯ボイラー交換	24,032	各階内部改修	17,583
						建物等定期点検	231

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用率（％）	100	100	98	100	100	平均入所者数/定員

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

議（要旨）	14年一定 介護報酬による運営について 15年一定 特養ホームの優先入所基準について 15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について 16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について
-------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホームサンハイム荒川		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
	管理運営費		担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16 - 63 - 25 - 01） 高齢者福祉施設営繕費（16 - 63 - 50 - 01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠 法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。					
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する方 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者					
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関すること 入所者の栄養管理に関すること 入所者の趣味・いきがい活動に関すること 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること					
経過	平成7年2月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月から「上宮会」に名称変更）へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項の防災備蓄、療養音楽のみ）。特養ホーム増床（50床→52床） 18年度から特養ホーム増床（52床→56床） 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となった。					
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度の介護保険制度実施以降は介護報酬による運営を基本とし、現行の区加算の内容を見直し、経過措置を設けた。 15年度の委託は介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみ。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業は自主事業化した。区の委託料は区依頼事項(防災備蓄、療養音楽)となった。 19年度から指定管理者が施設を運営、区の委託料は区依頼事項（防災備蓄と利用者負担軽減措置）となった。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	312,073	269,624	18,382	14,488	24,540	24,125	104,805
	決算額（19年度は見込み）	276,911	260,849	18,362	12,446	22,133	22,869	104,805
	人件費					776	854	
	【事務分担量】（％）					9	10	
	合計（＋）	276,911	260,849	18,362	12,446	22,909	23,723	104,805
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	276,911	260,849	18,362	12,446	22,909	23,723	104,805
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	入所定員 特養(人)	50	50	50	52	52	56	56
	ショート(人)	12	12	12	12	12	12	12
	ショート延べ利用日数(日)	3,573	3,893	4,504	4,759	4,704	4,642	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	防災備蓄		272	防災備蓄	0	防災備蓄	815
	療育音楽		516			利用者負担軽減措置	220
	AED(自動体外式除細動器)購入		146			建物等定期点検	231
工事費	居室改修工事	21,200		天井ボード改修工事	22,869	空調機改修工事	99,204
						厨房ダクト改修	4,335

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
利用率（％）			100	100	96	100	100	平均入所者数/定員

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに入所者に対するサービスの向上を図る。

状況（要質問）	14年一定 15年一定 15年一定 15年四定 16年一定	介護報酬による運営について 特養ホームの優先入所基準について 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について 特養ホーム等の無償貸付反対について
---------	---	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川管理運営費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16 - 63 - 25 - 01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立特別養護老人ホーム条例、荒川区立特別養護老人ホーム条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	家族とともに生活することが困難な介護を要する高齢者に対して、日常生活を営むために必要な介護等を提供することにより、 高齢者及びその家族の福祉の増進を図る。				
対象者等	介護保険法で定める利用基準に該当する方 介護老人福祉施設：要介護認定区分が要介護者 短期入所生活介護：要介護認定区分が要介護者 家庭で家族とともに生活することが困難な65歳以上の高齢者 寝たきり、認知症、又は食事、排泄、寝起き等、日常生活の大半に介助が必要な高齢者				
内容	入所者の生活指導、面接、身上調査、処遇計画の作成及び実施に関すること 入所者の日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 入所者の身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 入所者の診療の補助、看護、保健衛生に関すること 入所者の栄養管理に関すること 入所者の趣味・いきがい活動に関すること 要介護認定、その他日常生活を営む上で必要な行政手続きの代行に関すること				
経過	平成11年4月1日開設。事業開始時より社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 12年度から介護保険制度上の指定介護老人福祉施設となり、ショートステイ事業を在宅高齢者通所サービスセンター事業から特養ホーム事業へ移管。さらに入所者の長期入院等により生じる空床を有効利用する「空床利用型のショートステイ」を開始。 15年度から介護報酬は法人が受領し、区の委託料（維持管理費と区依頼事項）を合わせたかたちで運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化した（区の委託料は区依頼事項の防災備蓄、療養音楽のみ）。ショートステイ増床 4床→6床 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅生活の困難な介護度の重い高齢者に対して、必要な介護等を提供するためには、特別養護老人ホーム等の入所は必要不可欠である。				
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度の介護保険制度実施以降は介護報酬による運営を基本とし、現行の区加算の内容を見直し、経過措置を設けた。 15年度の委託は介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみ。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業は自主事業化した。区の委託料は区依頼事項（防災備蓄、療養音楽、園芸療法）となった。 18年度から区依頼事項は防災備蓄のみとなった。 19年度から指定管理者が施設を運営、区の委託料は区依頼事項（防災備蓄と利用者負担軽減措置）となった。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	281,903	254,276	29,333	1,946	1,990	815	1,266
	決算額（19年度は見込み）	281,903	254,275	29,333	1,945	1,873	815	1,266
	人件費					603	683	
	【事務分担量】（％）					7	8	
	合計（+）	281,903	254,275	29,333	1,945	2,476	1,498	1,266
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	281,903	254,275	29,333	1,945	2,476	1,498	1,266
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	入所定員 特養(人)	50	50	50	50	50	50	50
	ショート(人)	4	4	4	6	6	6	6
	ショート延べ利用日数(日)	1,414	1,251	1,405	1,818	1,821	1,710	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	防災備蓄	815	防災備蓄	815	防災備蓄	815
		療育音楽	739			利用者負担軽減措置	220
		園芸療法	173			建物等定期点検	231
		AED（自動体外式除細動器）購入	146				

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標		利用率（％）	100	100	98	100	100	平均入所者数/入所定員

（問題点・課題）	平成19年度より指定管理者制度を導入した。今後も、利用者へのサービスが低下しないよう努めていく必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	指定管理者との連携をより緊密にし、施設の適正な運営を継続するとともに、入所者に対するサービスの向上を図る。

議（要旨）	14年一定 介護報酬による運営について 15年一定 特養ホームの優先入所基準について 15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年四定 無償貸付に伴う経費節減とサービス低下について 16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について
-------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16 - 63 - 25 - 01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業 （ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 元 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【 通所介護 】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね6 5 歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】					
内容	月～土曜日実施、12月29日・祝日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護1日40人					
経過	平成元年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室）のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が23年度まで指定管理者となった。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室）のみとなる。 19年度から指定管理者が施設を運営、区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室、利用者負担軽減措置）となった。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		92,298	73,470	13,256	3,829	90	87	123
決算額（19年度は見込み）		87,841	73,424	13,256	3,396	90	87	123
人件費						1,379	939	
【事務分担量】（％）						16	11	
合計（＋）		87,841	73,424	13,256	3,396	1,469	1,026	123
国（特定財源）						12	12	12
都（特定財源）						23	23	23
その他（特定財源）						20	20	20
一般財源		87,841	73,424	13,256	3,396	1,414	971	68
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員(人)	6,245	6,421	8,618	9,521	10,321	10,503	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	55	家族介護教室	55	家族介護教室	55
		生きがい活動支援通所	35	生きがい活動支援通所	32	生きがい活動支援通所	32
						利用者負担軽減措置	36

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	利用状況	9,521	10,321	10,503	10,000	10,450	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決 （要旨）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について 15年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について 16年一定 特養ホーム等の無料貸付について
--------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 2 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要支援もしくは要介護者・要支援者） 【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】					
内容	月～土曜日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護1日40人					
経過	平成3年2月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	97,924	80,296	18,189	12,962	3,192	2,752	2,854
	決算額（19年度は見込み）	95,330	78,613	17,916	8,638	2,830	2,432	2,854
	人件費					1,638	1,196	
	【事務分担量】（％）					19	14	
	合計（+）	95,330	78,613	17,916	8,638	4,468	3,628	2,854
	国（特定財源）					23	31	45
	都（特定財源）					55	62	90
	その他（特定財源）					73	58	85
	一般財源	95,330	78,613	17,916	8,638	4,317	3,477	2,634
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員(人)	5,612	7,418	8,762	9,493	10,323	9,387	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	136	家族介護教室	150	家族介護教室	220
		生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	32
		利用者負担軽減措置	56	利用者負担軽減措置	36	利用者負担軽減措置	144
		談話室運営	2,492	談話室運営	2,246	談話室運営	2,227
	工事費	AED（自動体外式除細動器）購入	146			建物等定期点検	231

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	9,493	10,323	9,387	10,000	10340	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の状況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

（状況）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
------	---

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	町屋在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 4 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】					
内容	月～土曜日実施、12月29日・祝日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日40人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人					
経過	平成5年3月23日開設、事業開始時から社会福祉法人「聖風会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	92,947	75,398	15,264	8,948	3,522	3,131	3,429
	決算額（19年度は見込み）	92,477	75,223	15,261	8,206	3,405	3,131	3,429
	人件費					1,638	1,196	
	【事務分担量】（％）					19	14	
	合計（＋）	92,477	75,223	15,261	8,206	5,043	4,327	3,429
	国（特定財源）						45	67
	都（特定財源）						89	134
	その他（特定財源）						86	129
	一般財源	92,477	75,223	15,261	8,206	5,043	4,107	3,099
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員	5,594	6,626	8,065	9,345	10,512	9,321	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	220	家族介護教室	220	家族介護教室	330
		生きがい活動支援通所	35	生きがい活動支援通所	32	生きがい活動支援通所	32
		利用者負担軽減措置	216	利用者負担軽減措置	432	利用者負担軽減措置	432
		多目的ホール運営	2,753	多目的ホール運営	2,412	多目的ホール運営	2,403
		CATV利用料	35	CATV利用料	35	建物等定期点検	232
		AED（自動体外式除細動器）購入	146				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	9,345	10,512	9,321	10,600	10,700	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の状況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

（状況）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】					
内容	月～土曜日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日40人（6～8h） 認知症：1日10人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人 介護予防認知症：1日10人（6～8h）					
経過	平成6年11月1日事業開始時から社会福祉法人「東京都福祉事業協会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された方については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また、認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「東京都福祉事業協会」が20年度まで指定管理者となる。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室）のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「東京都福祉事業協会」が20年度まで指定管理者となる。					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	91,970	78,840	11,595	4,155	828	706	671
	決算額(19年度は見込み)	89,273	78,222	346	1,075	704	706	671
	人件費					1,638	1,196	
	【事務分担量】(%)					19	14	
	合計(+)	89,273	78,222	346	1,075	2,342	1,902	671
	国(特定財源)						67	67
	都(特定財源)						90	134
	その他(特定財源)						173	129
一般財源	89,273	78,222	346	1,075	2,342	1,572	341	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員(一般)(人)	6,024	6,509	7,814	8,251	8,758	8,402	
	デイ延べ利用人員(認知症)(人)			2,007	1,809	2,197	2,803	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	330	家族介護教室	330	家族介護教室	330
		生きがい活動支援通所	35	生きがい活動支援通所	32	生きがい活動支援通所	32
		利用者負担軽減措置	144	利用者負担軽減措置	288	利用者負担軽減措置	288
		CATV利用料	35	CATV利用料	35	電波障害対策保守	21
		電波障害対策保守	14	電波障害対策保守	21		
		AED（自動体外式除細動器）購入	146				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	10,060	10,955	11,205	11,300	11300	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

（状況）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成	6 年度	根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無	7 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】					
内容	月～土曜日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日35人（6～8h）認知症：1日10人（6～8h）、介護予防通所介護：1日40人介護予防認知症1日10人（6～8h）					
経過	平成6年12月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については、介護保険制度上の「通所介護」として実施する。また、通所介護の対象外となる要介護認定で非該当（自立）と判定された方については、「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供する。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更した。また、認知性高齢者対策事業費（認知症デイ）を統合した。 16年度より区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室）のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	92,285	79,340	13,249	5,731	767	681	878
	決算額（19年度は見込み）	63,612	65,246	4,595	3,584	522	202	878
	人件費					1,638	1,196	
	【事務分担量】（％）					19	14	
	合計（ ＋ ）	63,612	65,246	4,595	3,584	2,160	1,398	878
	国（特定財源）						2	23
	都（特定財源）						3	45
実績の推移	その他（特定財源）						2	215
	一般財源	63,612	65,246	4,595	3,584	2,160	1,391	595
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員（一般）(人)	3,891	4,815	5,022	4,729	4,863	4,430	
	デイ延べ利用人員（認知症）(人)			1,924	1,786	1,358	1,203	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	0	家族介護教室	7	家族介護教室	110
		生きがい活動支援通所	84	生きがい活動支援通所	84	生きがい活動支援通所	32
		利用者負担軽減措置	260	利用者負担軽減措置	80	利用者負担軽減措置	504
		CATV利用料	32	CATV利用料	31	建物等定期点検	232
		AED(自動体外式除細動器)購入	146				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	6,515	6,221	5,633	6,500	6600	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の状況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

状況（要旨）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
--------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	サンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			高齢者福祉施設事業費（16 - 63 - 25 - 01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）			
事務事業の種類 ○ 新規事業 （ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【 通所介護 】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ） 】					
内容	月～土曜日実施、祝日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日35人（6～8h）認知症：1日10人（6～8h）、介護予防通所介護：1日35人（6～8h）介護予防認知症：1日10人（6～8h）					
経過	平成7年2月1日事業開始時から社会福祉法人「上宮教会（平成14年4月より「上宮会」に名称変更）」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となる。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（ ○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室）のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上宮会」が23年度まで指定管理者となる。					

予算・決算額等の推移実績の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	89,415	81,271	15,755	4,027	125	118	123
	決算額（19年度は見込み）	67,930	65,785	15,755	1,872	0	0	123
	人件費					1,379	939	
	【事務分担量】（％）					16	11	
	合計（＋）	67,930	65,785	15,755	1,872	1,379	939	123
	国（特定財源）							12
	都（特定財源）							23
	その他（特定財源）							22
	一般財源	67,930	65,785	15,755	1,872	1,379	939	66
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員（一般）（人）	4,700	6,247	6,953	8,548	9,007	8,375	
	デイ延べ利用人員（認知症）（人）			1,451	1,546	1,689	1,608	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	0	家族介護教室	0	家族介護教室	55
		生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	32
						利用者負担軽減措置	36

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
指標		利用状況	10,094	10,696	9,983	10,800	10,900	延べ利用人員

（問題点・課題） （指標分析）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり							
	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

状況（要旨）	15年一定	委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について
	15年三定	利用者の実費負担について
	15年四定	無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について
	16年一定	特養ホーム等の無料貸付について

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
			担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 6 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]				
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。					
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭に ひきこもりがちな方【 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】					
内容	月～土曜日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日35人（6～8h） 認知症：1日10人（6～8h）、介護予防通所介護：1日35人（6～8h）介護予防認知症1日10人（6～8h）					
経過	平成7年4月1日事業開始時から社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。					
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である					
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「荒川区社会福祉協議会」が20年度まで指定管理者となる。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	74,077	61,134	15,674	5,356	4,866	516	597
	決算額（19年度は見込み）	63,318	61,132	4,711	1,929	2,443	174	597
	人件費					1,810	1,366	
	【事務分担量】（％）					21	16	
	合計（＋）	63,318	61,132	4,711	1,929	4,253	1,540	597
	国（特定財源）							12
	都（特定財源）							13
	その他（特定財源）							30
	一般財源	63,318	61,132	4,711	1,929	4,253	1,540	542
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員（一般）（人）	5,051	5,933	6,411	6,055	6,603	6,056	
	デイ延べ利用人員（認知症）（人）		897	1,141	944	1,080	1,398	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	家族介護教室		0	家族介護教室	0	家族介護教室	55
	生きがい活動支援通所		50	生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	32
	CATV利用料		31	CATV利用料	32	利用者負担軽減措置	216
	利用者負担軽減措置		0	利用者負担軽減措置	0	電波障害対策保守	177
	電波障害対策保守		178	電波障害対策保守	142	建物等定期点検	116
工事費	浴槽工事		2,039				
	AED(自動体外式除細動器)購入		146				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	6,999	7,683	7,454	7,500	7600	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているの、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

況議 （要 質 問 旨 状）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
-------------------------------	---

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費	部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫
		担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16 - 63 - 25 - 01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 19年度 ○ 18年度 ） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則	
終期設定	○ 有 ● 無 年度				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]			
目的	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。				
対象者等	介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【 通所介護 】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【 生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ） 】				
内容	月～金曜日、祝祭日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日40人（6～8h）認知症：1日10人（6～8h）、介護予防通所介護：1日35人 介護予防認知症：1日10人（6～8h）				
経過	平成11年4月1日事業開始時から社会福祉法人「上智社会事業団」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。				
必要性	在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である				
実施方法	（ ○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項（生きがい活動支援通所事業、家族介護教室）のみとなる。 19年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「上智社会事業団」が23年度まで指定管理者となった。				

予算・決算額等の推移実績の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		84,643	77,389	17,050	6,988	3,924	3,702	3,739
決算額（19年度は見込み）		84,513	77,384	4,623	6,555	3,924	3,702	3,739
人件費						1,379	939	
（事務分担量）（%）						16	11	
合計（+）		84,513	77,384	4,623	6,555	5,303	4,641	3,739
国（特定財源）						67	67	67
都（特定財源）						134	134	134
その他（特定財源）						129	129	129
一般財源		84,513	77,384	4,623	6,555	4,973	4,311	3,409
事項名		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
デイ延べ利用人員（一般）（人）		6,342	6,682	7,930	7,337	7,733	6,758	
デイ延べ利用人員（認知症）（人）				1,834	1,690	2,085	1,688	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	330	家族介護教室	330	家族介護教室	330
		生きがい活動支援通所	35	生きがい活動支援通所	32	生きがい活動支援通所	32
		多目的ホール運営費	3,495	多目的ホール運営費	3,277	多目的ホール運営費	3,276
		電波障害対策保守	64	電波障害対策保守	63	利用者負担軽減措置	36
						電波障害対策保守	65

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	利用状況	9,027	9,818	8,446	9,900	9900	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているので、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について 15年四定 無償貸与に伴う経費削減とサービス低下について 16年一定 特養ホーム等の無償貸付反対について
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター管理運営費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川 重夫	
				担当者名	町田 真由美	内線	2 6 7 7	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		高齢者福祉施設事業費（16-63-25-01） 家族介護支援事業費（53-70-50-01）						
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度		○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠法令等	老人福祉法、介護保険法、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例、荒川区立在宅高齢者通所サービスセンター条例施行規則			
終期設定		○ 有 ○ 無 年度						
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]					
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
		施策	高齢者施設の整備・運営支援[02-05]					
目的		在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようきめ細やかなサービスを実施することにより、高齢者及びその家族等の福祉の向上を図ることを目的とする。						
対象者等		介護保険制度上の利用基準に該当する方（要介護認定区分が要介護者・要支援者）【通所介護】 要介護認定で非該当（自立）の判定を受けた方のうち、在宅の概ね65歳以上で、身体状況等により家庭にひきこもりがちな方【生きがい活動支援通所事業（生きがいデイ）】						
内容		月～土曜日実施 日常生活の上で必要な介護サービスの提供に関すること 自立した日常生活を送るために必要な日常動作訓練に関すること 身体機能の維持向上のための機能訓練に関すること 利用者の健康管理に関すること 趣味・いきがい活動に関すること 入浴サービス、送迎サービスの提供に関すること 利用者及びその家族からの相談受付、指導・助言に関すること （定員）通所介護：1日30人（6～8h）、介護予防通所介護：1日30人						
経過		平成12年4月1日事業開始時から社会福祉法人「聖風会」への委託により実施。 12年度からデイサービス及び機能訓練については介護保険制度上の「通所介護」として実施。通所介護の対象外（非該当と判定された方）には「高齢者生きがい活動支援通所事業」としてサービスを提供。 ショートステイ事業については特養ホーム事業へと移管。 13年度から施設入浴サービスの利用者を介護保険制度上の「通所介護」で吸収、当該サービスは廃止した。 15年度から介護報酬を委託法人が直接受領する方式に変更。 16年度から施設を無償貸付し、施設管理と介護保険事業については自主事業化する。区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。						
必要性		在宅の虚弱又は機能障害のある高齢者が寝たきりにならないようにするためには、機能訓練、趣味・生きがい活動等が実施できる通所介護施設は必要不可欠である						
実施方法		（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 12年度から介護保険制度への円滑な移行を図るため、新たな運営費への移行は14年度を到達点とし、その間経過措置を設けた。 15年度も委託は継続するが、介護報酬は法人が受領し、区の委託料は維持管理費と区依頼事項のみとなった。介護報酬と区委託料とを合わせた金額で委託料として運営。 16年度から区の委託料は区依頼事項のみとなる。 18年度から指定管理者方式を導入。社会福祉法人「聖風会」が20年度まで指定管理者となる。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	72,723	71,822	13,757	4,597	1,250	1,092	1,288
	決算額（19年度は見込み）	72,210	71,758	13,609	4,016	986	531	1,288
	人件費					1,638	1,196	
	【事務分担量】（％）					19	14	
	合計（＋）	72,210	71,758	13,609	4,016	2,624	1,727	1,288
	国（特定財源）					11	17	49
	都（特定財源）					21	24	89
	その他（特定財源）					27	18	82
	一般財源	72,210	71,758	13,609	4,016	2,565	1,668	1,068
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	デイ延べ利用人員（一般）（人）	5,437	5,715	5,459	6,061	7,190	6,603	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	家族介護教室	51	家族介護教室	59	家族介護教室	220
		生きがい活動支援通所	277	生きがい活動支援通所	0	生きがい活動支援通所	32
		利用者負担軽減措置	71	利用者負担軽減措置	23	利用者負担軽減措置	216
		CATV利用料	0	CATV利用料	0	建物等定期点検	231
		AED（自動体外式除細動器）購入	146				
	負担金補助及び交付金	防災センター一部負担金	441	防災センター一部負担金	449	防災センター一部負担金	589

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値（22年度）	
	利用状況	6,064	7,190	6,603	7,300	7400	延べ利用人員

（問題点・課題）	区依頼事項の内容検討 今後の施設を活用した介護予防事業への取り組み サービスレベルを維持・向上するための評価・指導の仕組みづくり
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 江戸川区は区立施設なし、足立区は社会福祉法人等に区立施設を無償貸与

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	区依頼事項の内容検討	区依頼事項は、区立で運営していたときの内容を継続しているため、各施設で実施希望する事業に移行することにより、各施設のサービス向上が図られる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	施設の適正な運営を図りつつ、現状の規模で実施する。

（状況）	15年一定 委託料の削減を中止し、修繕費や人的配置の予算の補填について 15年三定 利用者の実費負担について
------	---

事務事業分析シート(平成19年度)

No1

事務事業名	介護サービス事業者活動支援費		部課名	福祉部福祉高齢者課	課長名	黒川重夫
			担当者名	北川 孝行	内線	2 6 7 1
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)						
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠法令等			
終期設定	○ 有 ○ 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 []				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成 [02]				
	施策	高齢者施設の整備・運営支援 [02-05]				
目的	介護サービス事業者と区民の情報交換及び介護サービス従業員の資質向上を図る。					
対象者等	介護サービス事業者 介護サービス事業者数267事業所 (居宅支援事業所 60事業) 19年5月現在					
内容	介護支援専門員(ケアマネジャー)の能力向上を目的として開催するもので形態は連絡会、講義、演習等の形式とする。					
経過	平成11年2月16日の介護サービス事業連絡会の開催依頼、介護サービス事業者連絡会(年3回程度)ケアマネ連絡調整会議(年3回程度)を定期的に行っている。					
必要性	民間においては、個々の研修を図りにくい現状があるため、能力に個人差が生じている。介護を必要とする利用者に適切なサービス提供ができるためにも、この事業の必要性は高い。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 企画運営を含め、直営で実施している。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	532	366	378	301	237	130	130
	決算額（19年度は見込み）	336	239	307	176	138	46	130
	人件費					4,740	4,697	
	【事務分担量】（％）					55	55	
	合計（ ＋ ）	336	239	307	176	4,878	4,743	130
	国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
	都（特定財源）	0	0	0	104	39	0	0
	その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	336	239	307	72	4,839	4,743	130	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	ケアマネージメントの苦情(件数)				3	5	3	
	介護サービスの苦情(件数)				29	13	8	
	研修開催回数	6	5	2	2	3	2	
	表彰人数	6	2	10	9	10	-	

事務事業分析シート(平成19年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度(決算)		平成18年度(決算)		平成19年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	報償費	講師謝礼	52	講師謝礼	46	講師謝礼	130
	一般需用	表彰消耗品	54		0		
	役務費	表彰状筆耕料	32		0		
	分担金	実行委員会補助	0		0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	ケアマネージメントの苦情(件数)	3	5	3		0	サービス向上の結果として苦情ゼロを目指す。
	介護サービスの苦情(件数)	29	13	8		0	サービス向上の結果として苦情ゼロを目指す。

(問題点・課題)	・サービス調整困難事例について、ケアマネージャーの相談機関(地域包括支援センター)の周知が十分でない。 ・中小規模の介護サービス事業者について職員のスキルアップの研修機会が十分でない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 介護相談員派遣(港、台東、豊島、葛飾)

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	地域包括支援センターを拠点として、小規模単位のケアマネと高齢者支援機関を対象とした困難事例対応の研究会を実施する。	ケアマネが困難事例を高齢者支援機関とチームで対応するネットワークが構築できる
	区内に勤務する訪問介護員を対象としたスキルアップ研修を行う。	訪問介護サービスの質の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	介護サービス事業者との適切な情報交換等を図り、介護サービスの向上を図る。

状況(要旨)	特になし
--------	------